

山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第12条第1項、第2項、第14条第1項及び第16条第2項の規定により、漁業の許可又は認可を行う制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可等の条件を次のように定める。

令和4年3月11日

山形県知事 吉村 美栄子

1 固定式刺し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
雑魚刺し網漁業	雑魚	刺し網	操業区域（別記の操業区域をいう。）	2月1日から12月31日まで	定めなし（ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	5トン未満	1隻	1 山形県飽海郡遊佐町及び酒田市（ただし酒田市飛島を除く。）に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月11日から令和4年3月25日まで

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

(1) 使用できる漁具は、1張り15反以内とし、2張りまでとする。

ただし、「雑魚刺し網漁業」のうち海共第2号第二種共同漁業に定める漁業と同様の形態で行う操業については、共同漁業海共第2号の漁業権者が、海共第2号第二種共同漁業に定める漁業につき、資源保護等のため必要と認め、漁具の方法、区域の制限等を公示した場合には、その内容を遵守するものとする。

(2) 漁具の両端のボンデンには、水面上1.5メートル以上の高さに船名を明記した標旗を掲げなければならない。

この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければな

らない。

(3) 護岸工事（災害緊急工事を含む）の作業に支障をきたさないこと。

別記 操業区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線分で囲まれた山形県沖合海面とする。

(世界測地系表記)

ア	北緯38度59.350分	東経139度49.793分
イ	北緯38度58.132分	東経139度49.165分
ウ	北緯38度58.086分	東経139度49.310分
エ	北緯38度58.606分	東経139度49.570分
オ	北緯38度58.496分	東経139度49.923分
カ	北緯38度59.217分	東経139度50.216分